

## 〈基本的感染対策〉

- 3密の回避（密集・密接・密閉）
- 手洗い
- マスクの着用
- 換気



## I 感染症対策

### 1 心身の健康観察

#### （1）家庭での健康観察

- ① 保護者は、毎朝、登校前に児童の健康観察を行い、「感染防止体調確認シート」（以下、検温表）への記入・押印を行ってください。
- ② 児童は、毎日、「検温表」を学校に持参し、教室で提出し担任が確認します。
- ③ 発熱やかぜの症状（咳、鼻水、のどの痛み、だるさ等）、味覚や嗅覚の異常がある場合は、学校を休ませてください。（出席停止となります）→ 判断に迷う場合は、学校まで連絡をください。

#### （2）学校での健康観察

- ① 学級担任は、児童が持参した「検温表」を確認します。
- ② 学級担任は、授業毎に児童の様子を確認し、健康状態を把握します。
- ③ 発熱や体調不良の症状がある場合は、保護者に連絡します。家庭で休養させてください。

#### （3）心のケアについて

心理的なストレスを抱えている児童への対応については、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童の状況を的確に把握し、教育相談等を実施したり、スクールカウンセラー等による支援を行ったりするなど、心の健康問題にも適切に対応します。

## 2 学校での基本的感染症対策の徹底

### （1）手洗いについて

- ① 正しい手の洗い方について、指導します。  
（手洗いの6つのタイミング）
- ② 手洗い場の密を避けるため、学年ごとに手洗い場を固定します。
- ③ 接触感染の仕組みについて理解させ、手で顔をできるだけ触らないように指導します。

### 手洗いの6つのタイミング



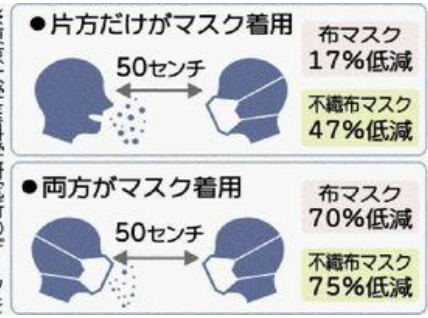
※皮膚症状等で手洗いや手指消毒用アルコールに不安がある方は、連絡帳や電話で学校へ御連絡ください。

※毎日、清潔なハンカチやハンドタオル等を2枚程度、持参させてください

## (2) マスクの着用について

- ① 屋外・屋内において、人との距離が確保できず、会話をする場合においては、マスク着用とします。
- ② 熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合は、マスクを外してもかまいません。
- ③ マスクは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされています。不織布マスクをお勧めします。(強制ではありません)
- ④ マスクを入れる袋と予備用マスクを、ランドセルの中に1~2枚準備しておいてください。

※東京大学医科学研究所のデータを基に内閣官房が作成した資料を参照



飛沫吸い込みの防止効果

## (3) 教室、職員室等の換気の徹底

- ① 常時換気を行います。
- ② 窓、出入り口の扉を対角線上に2か所開け(吸気と排気)、空気の流れを作ります。
- ③ 気温が低い場合は、暖房や衣類で調節します。気温が高い場合には、冷房や扇風機、衣類で調節します。
- ④ 業間と昼休みは、窓や出入り口を広く開け換気をします。
- ⑤ 換気扇がある場合は常時使用します。(トイレ等)

## 3 感染症対策の留意点

### (1) 児童同士の距離の確保

- ① 座席間の配置に配慮し、児童同士の距離をできるだけ確保します。
- ② 実態に応じて各クラスで工夫します。

### (2) 校内の清掃・消毒

- ① 教室やトイレ等の場所で、多くの児童が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口等)は、1日1回以上、消毒します。作業は学校職員で行います。
- ② 常時換気やマスク着用等の感染症対策を行った上で、児童による清掃活動を行います。

### (3) 教具・用具について

共有の教具・用具を使用した際は、手洗いを行います。

### (4) 登校時の流れ

- ① 検温表は教室で提出します。未記入や検温表忘れに気付いた時は、その時点で職員室へ行き検温してもらいます。
- ② 児童は朝のうちに各自手洗いを済ませます。
- ③ 担任のチェック時に未記入やカード忘れがいた場合は、職員室にいる職員が検温、健康観察を行います。
- ④ 体調不良を訴えた場合は、保健室へ行くよう指示します。

#### (5) 下校時の留意点

- ① 不要な接触はしないよう指導します。

##### 【富谷市民バス】

《バスでの対策》※バス担当の富谷市企画政策室に確認済み

- ① 乗務員のマスク着用の徹底。
- ② バス停車時に車内換気を実施。
- ③ 車内の消毒の実施。(座席, 手すり)
- ④ 車内に感染症に関する啓発チラシの掲示。

#### (6) 給食時の留意事項

- ① 給食の配膳・片付け時の留意点

- ・担任と給食当番が配膳を行います。
- ・担任は、「給食当番チェック」を必ず行います。
- ・給食当番は、配膳前の手洗いと手指消毒を行います。当番以外の児童も手洗いをさせ、清潔を保ったまま配膳を自分の机で待たせます。
- ・食べる直前までマスクを着用させます。

- ② 給食時の位置関係等留意点

- ・机を向かい合わせにすることはせず、全員が黒板の方を向いて食べます。(学級担任も)
- ・常時、教室内の換気を行います。
- ・飛沫を飛ばさないように、大声での会話は控える。

#### (7) 学校職員（支援員を含む）の感染症対策

- ① 教職員もマスクを着用し、ハンドソープによる手洗いを徹底します。
- ② 出勤前に検温や健康観察を行い、「教職員健康観察表」に記入します。
- ③ 発熱やかぜの症状（咳・鼻水・のどの痛み・だるさ等）がある場合は、家庭で休養（早退）します。

#### (8) 児童の出席について

- ① 出席停止として扱うもの

- ・感染が判明した場合
- ・濃厚接触者（疑いも含む）に特定された場合
- ・発熱等のかぜの症状が見られた場合等
- ・発熱等のかぜの症状は見られないが、感染予防のため保護者の判断で登校させない場合  
(※地域で感染が流行している時期のみ)
- ・ワクチン接種のために、学校を休んだ場合
- ・ワクチン接種後に、体調不良のために学校を休んだ場合

- ② 同居する家族が濃厚接触者に特定され、その方に発熱等のかぜ症状がある場合は、学校までご相談ください。

## (9) 基礎疾患等のある児童について

- ① 医療的ケアを必要とする児童等については、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をしてください。
- ② 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をしてください。
- ③ 登校をさせない場合は、家庭学習をしていただき、出席停止扱いとなります。

## Ⅱ 教育活動

### Ⅰ 子供をよく「みる」

#### (1) 全校体制

複数の教職員で子供一人一人の様子をよく観察します。

- ・「学級担任と特別支援コーディネーター」
- ・「特別支援学級担任と交流学級担任」                      ・「学級担任と管理職」等

### Ⅱ. 休み時間等について

(1) 「感染防止と子どもの遊ぶ場の保障の両立」のため、教職員でルールと仕組みを作ります。

- ① 校庭の固定遊具・ボールなどの共有は可としますが、使用後の手洗いを徹底します。
- ② 図書室の本の貸出は割り当てを決め、業間休みは奇数学年のみ、昼休みは偶数学年のみとします。

### 2. 各教科の指導について

(1) 各教科の指導においても、マスクの着用、換気や身体的距離の確保、活動前後の手洗いなどの感染症対策を講じることが重要です。地域の感染状況に応じて、対策を講じてもなお感染リスクが高い活動と判断した場合は、その都度見直して対応します。

#### ① 各教科共通

- ・教室では、マスクを着用します。
- ・常時換気を行います。(校庭側の窓と廊下側の出入り口を対角線上に2か所開け、空気の流れを作る)
- ・学び合い等のグループワークは、「長時間にならない」「近距離で大声を出さない」等の配慮をして行います。

#### ② 理科

- ・実験については、マスクを着用し、前後の手洗いを徹底するとともに、児童同士が近距離で接触することがない単元の内容を行います。

#### ③ 音楽科

- ・歌唱については、マスクを着用し、一方向を向いて歌います。表現の指導や全員で繰り返して歌う時は、密にならないよう配慮し、音楽室や体育館等、児童間の距離を取れる場所で行います。
- ・楽器を演奏する際は、前後の手洗いを徹底します。また、一方向を向いて演奏します。リコーダー・鍵盤ハーモニカ演奏後のだ液の後始末については、教師の指導のもと、ペーパータオル等で処理します。
- ・歌唱・楽器演奏は、休み時間の自主練習は、当面行いません。

#### ④ 図画工作科

- ・児童が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動は、感染防止に努める。

#### ⑤ 家庭科

- ・児童が近距離で活動する調理実習は、感染防止に努める。

#### ⑥ 体育科

- ・児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は、当面行いません。個人や少人数で、距離を取って行う内容を工夫して取り組みます。
- ・運動中にマスクを外す場合は、児童同士の間隔を十分に確保します。  
(熱中症予防の観点から、運動時はマスクを外してもよいこととします)
- ・ボール等の共有物を使用する際には、前後の手洗いを徹底します。
- ・体育館内は、常時換気を行います。

#### ⑦ 委員会活動(5・6年)・クラブ活動(4～6年)

- ・感染防止に努めながら、実施します。

#### 【その他】

- ・感染者や接触者、ワクチン接種者と非接種者、医療従事者やその家族、社会のために働く人々に対する偏見や差別を生じさせないように、道徳の時間をはじめ、教育活動全体を通して指導します。
- ・学級担任や養護教諭を中心に、児童の健康状況を的確に把握し、必要に応じて健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題にも取り組んでいきます。

感染状況を見ながら、教育活動全体に関する指導の在り方については、  
常に見直しを図っていきます。

#### 参考文献

- ・文部科学省 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン
- ・文部科学省 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ & A
- ・文部科学省 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」(2022.4.1 Ver.8)
- ・宮城県教育委員会 令和2年度当初の時期における学校活動の留意点について
- ・大郷町教育委員会 大郷小・中学校の再開について
- ・新潟市教育委員会 学校園再開に向けたガイドライン
- ・大阪市教育委員会 学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル